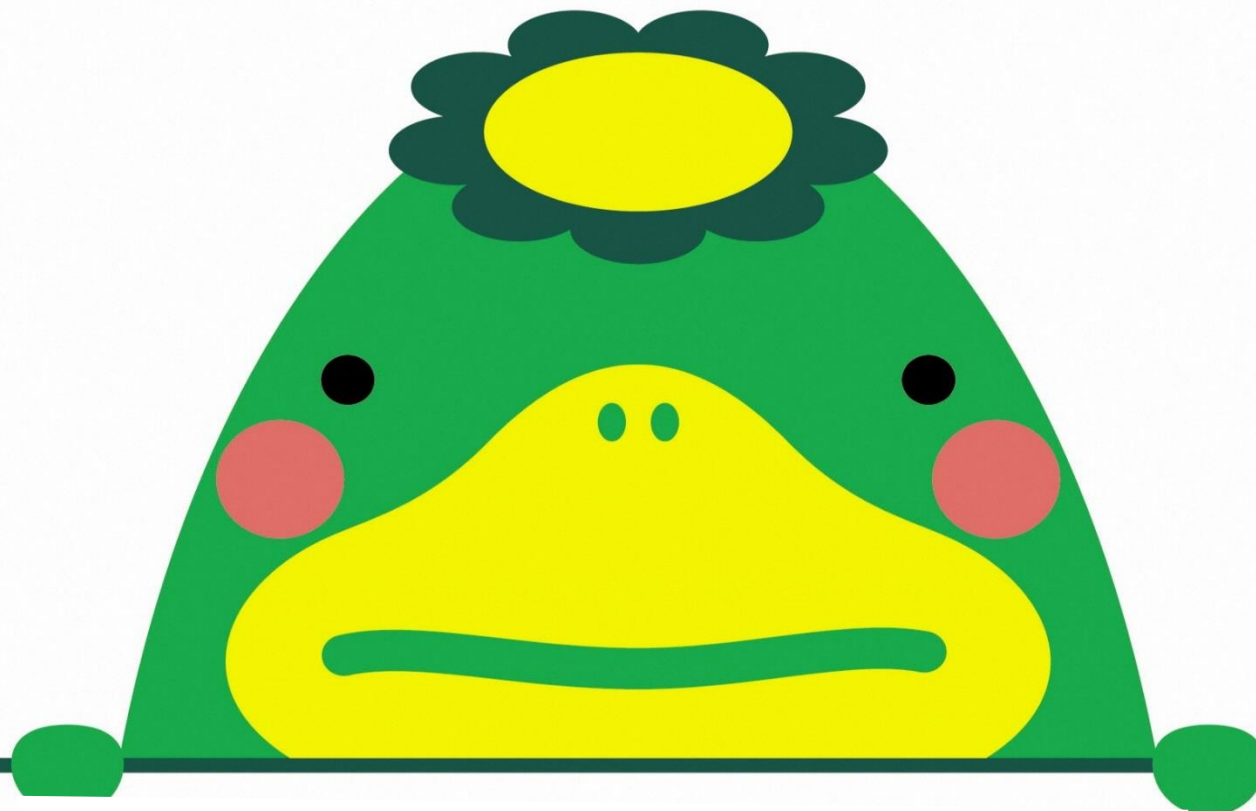




令和 8 年度
集团指導
(通所・入所・G H)



目次

- 1 令和8年度報酬改定における改定事項について
- 2 就労継続A型・B型について
- 3 施設入所支援について
- 4 共同生活援助について



1 令和8年度障害福祉サービス 等報酬改定における改定事項



応急的な報酬単価の取扱いについて

概要

- ・障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- ・収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

算定要件等

○対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助、
児童発達支援、放課後等デイ
サービス

○対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指
定された事業所
(既存事業所については従前
どおり)



応急的な報酬単価



単位数

○就労継続支援B型

所定単位数の1000分の984に相当する単位数

○共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)

所定単位数の1000分の972に相当する単位数

配慮措置

○重度障害者への配慮

- ・重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

○地域への配慮

- ・離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）



【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

就労移行支援体制加算の見直しについて

概要

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の**定員数を上限**とする。
 - また、**同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について**、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、**算定不可**であることを明確化する。
- ※令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論



就労継続支援B型の基本報酬区分の見直し

概要

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ**3千円**引き上げる。
 - ※基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた**区分七と八の間の基準**については引き上げず、据え置く。



(例) 人員配置基準6:1 * 定員20人以下の場合



【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

<改定後>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて <見直しの対象外となる場合①>

別添資料①

①令和5年4月以前に指定を受けた事業所

令和5年4月以前に指定を受けた事業所は、「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

①令和5年4月以前に指定を受けた場合

	令和4年度		令和5年度												令和6年度												令和7年度	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
パターンA																												
指定	経過措置期間(区分八)						支援を開始してから6ヶ月間の平均工賃(旧式)に基づく区分※								R5平均工賃(新式)												R6平均工賃(新式)	
パターンB																												
指定	経過措置期間(区分八)												R5平均工賃(新式)														R6平均工賃(新式)	

▲ ▲
この2ヶ所の工賃区分を比較する

▲ ▲
この2ヶ所の工賃区分を比較する

※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。



就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合②＞

別添資料①

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

（経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない（区分八）場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。）



※ 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

この2ヶ所の工賃区分を比較する



就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて ＜見直しの対象外となる場合③＞

別添資料①

②令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所

指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。

（経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない（区分八）場合は、令和8年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。）



※1 支援を開始してから任意の6ヶ月間とできる。

※2 令和6年4月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。



2 就労継続支援 A 型・B 型について



賃金・工賃に見合う収益の確保

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利用者に支払う} \\ \hline \text{賃金・工賃} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{生産活動収入} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{生産活動に} \\ \hline \text{係る経費} \\ \hline \end{array}$$

◎生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じません。



賃金・工賃に見合う収益の確保

【不適切な事例】

- ・賃金・工賃総額に見合う生産活動収益がない
- ・生産活動収益の全額を賃金・工賃として支払ってない

〈主な確認書類〉

- ・決算書
- ・総勘定元帳
- ・生産活動に係る収入
- ・経費がわかる書類
- ・請負契約先との契約書
- ・賃金・工賃台帳



賃金・工賃に見合う収益の確保

将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援事業を継続するため、以下の積立金とすることができる。

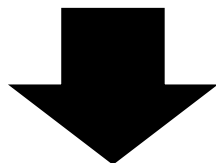
種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均 ※賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均 ※賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内

※指定初年度は積立不可、2年度目：前年度の平均、3年度目：前年度+前々年度の平均



利用者の希望や特性を踏まえた就労の機会の提供

利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するもの



① 利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう支援を行わなければならない。

② 利用者が一般就労を希望する場合には、利用者が一般就労への移行ができるよう、訓練や支援を行わなければならない。

【不適切な事例】

- ・個別支援計画に、本人が希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望等の記載がない。
- ・体調不良による遅刻を認めない。
- ・本人が一般就労を希望しているにも関わらず、一般就労に向けた支援を行っていない。

施設外就労を実施する要件

- ①施設外就労の総数は、利用定員を超えないこと
- ②施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること
- ③施設外就労の提供が、運営規程に位置付けられていること
- ④個別支援計画に施設外就労の内容を盛り込むこと
- ⑤緊急時の対応が可能なこと

【例】人員配置区分 7.5:1 の事業所の場合、
施設外就労に行った利用者が

1～7人の場合 → 生活支援員または職業指導員 1人
8～15人の場合 → 生活支援員または職業指導員 2人



施設外就労を実施する場合の利用人数

施設外就労の利用者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能



例: 定員20名の場合

施設外就労で受け入れ可能な利用者・・・1日20名まで。

施設内で受け入れ可能な利用者・・・1日20名まで。



施設外就労における支援の方法

ア.就労先の企業と請負作業に関する契約を締結すること
⇒ 請負金額が客観的に見て正当な金額であること

イ.利用者に対する指導等は事業所が行うこと
⇒ 施設外就労先の企業から独立して作業を行い、利用者と
施設外就労先の企業の従業者が共同で処理してはいけない

＊ 施設外就労先が久留米市以外である場合は、事前に久留米市へご連絡ください。



施設外就労における支援の方法

【不適切な事例】

- ・施設外就労先と請負契約を締結していない
- ・施設外就労先に支援員を配置せず、利用者に支援を行っていない
- ・施設外就労先での作業について、事業所の支援員を通さず、就労先の企業の従業員が利用者に直接指導等を行っている

〈主な確認書類〉

- ・施設外就労先との請負契約書
- ・サービス支援の記録
- ・支援員等の出勤簿
- ・賃金・工賃台帳
- ・個別支援計画書





就労継続支援A型事業所の 実績報告・経営改善計画について

①「就労支援事業別事業活動明細書」等を決算終了後3ヶ月以内に提出



②生産活動収入から経費を控除した額で賃金を支払えていない事業所は経営改善計画書を作成し提出



③＜1年間の猶予＞

※3年目まで繰り返す



就労継続支援A型事業所の 実績報告・経営改善計画について

④3年目以降は、今後経営の改善が見込まれると認める場合であって、次の一定の条件を満たした場合、計画書を作成し、提出することができます。

次の条件のうちいずれか

計画期間中に事業収入が増加している又は経費が減少し、収益改善が認められる。

利用者の平均労働時間が長くなっている。

利用者に支払う賃金総額が増えている。

生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である。

提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると久留米市が認めた場合。

⑤＜更に1年間の猶予期間＞



就労継続支援A型事業所の 実績報告・経営改善計画について

【勧告・命令の措置を講じ、指定取消し又は停止の検討】

- ・ 経営改善の見込みがない場合
 - ・ 再計画の結果、指定基準を満たさない場合
 - ・ 経営改善計画書を作成しない場合
 - ・ 経営改善計画書の記載内容に虚偽がある場合
- ※なお、収益改善のために、利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行っていることがないようにすること

3 施設入所支援について



施設入所支援

地域移行支援の推進

- ①利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、定期的に確認するとともに、相談支援事業所と連携しつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ②地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ③地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る個別支援会議に報告しなければならない。

○地域移行等意向確認体制未整備減算（5単位/日を減算）＊令和8年4月から適用



施設入所支援

地域移行支援に関する加算の新設

地域移行支援体制加算

(1日につき所定単位数に定員の減少数を乗じて得た単位数を加算
利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合：9単位／日)

①及び②の双方に該当する場合に算定

- ① 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる場合
- ② ①の状況を踏まえ、翌年度から入所定員を地域移行した人数分減少させている場合

※地域移行促進加算(Ⅰ・Ⅱ)は、地域生活支援拠点に位置付けられていることが要件



3 共同生活援助について



受領可能な費用の取扱いについて

指定共同生活援助事業者は、利用者負担額の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。(基準第210条の4)

○受領可能な費用

- ・食材料費
- ・家賃
- ・光熱水費
- ・日用品費
- ・その他日常生活費

* その他日常生活費について

- ・曖昧な名目による費用の受領は認められない。
→お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等
- ・利用者に事前に説明を行うこと。
- ・実費相当額の範囲内であること。
- ・運営規定において定めておくこと。
→都度変動するものについては、「実費」という形での定め方が許されるものであること



共同生活援助

入院時支援特別加算

ア：長期間にわたる入院または頻回の入院療養が必要な利用者に対し、事業所の従業者が病院を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活の支援の実施

イ：退院後の円滑な生活移行が可能となるよう医療機関と連絡調整を行う

①入院期間3日以上7日未満 561単位

②入院期間7日以上 1,122単位

①を算定するときは、医療機関へ1回以上訪問し、アやイを実施する

②を算定するときは、医療機関へ2回以上訪問し、アやイを実施する

7日以上入院で1回しか訪問できなかったときは、①を算定する。

おなじ月に長期入院時支援特別加算の算定は不可



共同生活援助

長期入院時支援特別加算

ア: 長期間にわたる入院または頻回の入院療養が必要な利用者に対し、事業所の従業者が病院を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活の支援の実施(原則1週間に1回以上)

イ: 退院後の円滑な生活移行が可能となるよう医療機関と連絡調整を行う

122単位／1日 指定共同生活援助事業所

150単位／1日 日中サービス支援型

76単位／1日 外部サービス利用型

入院期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する

1回の入院で最大3か月間まで算定可能

同じ月に入院時支援特別加算の算定は不可



共同生活援助

入院時支援特別加算と長期入院時支援特別加算の組み合わせ

入院期間4月1日～6月10日の場合

4月1日入院 ……加算算定対象外、本体報酬を算定

4月2日、3日 ……加算算定対象外

4月4日～30日 ……1日につき122単位を算定(長期入院時支援特別加算)

5月1日～2日 ……加算算定対象外

5月3日～31日 ……1日につき122単位を算定(長期入院時支援特別加算)

6月1日～2日 ……加算算定対象外

6月3日～9日 ……1, 122単位(1回／月)を算定

6月10日退院 ……本体報酬を算定

※ここで例示したものは、4、5月は長期入院時支援特別加算、6月は入院時支援特別加算を選択した場合。同じ月に両方の算定はできないことを踏まえ、一番効率が良いパターンでいくと、この例の通りとなる。

